

いじめ防止基本方針



平成31年4月
福井市東郷小学校

福井市東郷小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童に十分理解させることが大切である。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- ふるさと学習や、偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。
- 発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進める。

- 人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にすることを育む。
- 集団宿泊学習やボランティア体験などを通して、同世代だけでなく大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進める。
- 道徳教育を推進し、児童に対して生活のために必要な習慣や態度を身につけさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標の向かってやり抜くためのたくましさ育てると共に、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。
- 幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促す。

(2) 学校いじめ防止基本方針

- いじめ防止のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

(3) いじめの未然防止

- 授業改善
分かる喜び・できる喜びのある授業づくり推進のために、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。
- いじめの起きない学校・学級づくり
縦割り班活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう学校づくりを進める。
- 開かれた学校
いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
- インターネットや携帯電話等に関する指導
インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行う。
- 以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(4) いじめの早期発見

- 教師によるいじめの認知
児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめ

の兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

- アンケートの実施
定期的にいじめの実態調査アンケートを行い、いじめ問題の早期発見に努める。
- 教育相談体制の充実
スクールカウンセラーによる年2回の全校カウンセリングを通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対処

- いじめ対応サポート班による迅速な対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、いじめ対応サポート班による事実確認と指導により等、組織的対応で被害児童を守る。
- 被害・加害児童への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。
- 被害・加害児童の保護者への対応
いじめが起きた場合は、調査結果、指導結果を相互の保護者に説明し、学校での指導への理解と再発防止への協力を得る。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、危機管理マニュアルにある「暴力行為・いじめ事案が生じた場合の対応」をもとに対処する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ不登校・暴力行為対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策

委員会」を常設して定期的に会を開催する。

① 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、
スクールカウンセラー

② 活動

- ・いじめ防止基本方針の作成と更新
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・当該いじめ事案の対応方針の協議と決定
- ・外部機関との連絡、連携

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

② 構成員 教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭

③ 活動

- ・聞き取りのための体制をつくり、関係者からの聞き取りを行う
- ・聞き取り結果を総合し、事実関係を把握する
- ・担任とともに加害者への指導を行う
- ・加害者に被害者への謝罪を行わせる。
- ・関係する保護者への報告を行う。
- ・いじめが完了したかどうかをいじめ対策委員会に報告する。

いじめの防止等のための組織図

